

令和7年3月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 13:30~15:40

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	雨宮 一夫
2番	仲田 孟	21番	曾雌 源興
3番	伊藤 光(欠席)	22番	猪股 昇
4番	横森 昌広	23番	猪股 和宏
5番	横森 武千代	24番	金丸 光太郎
6番	志村 保則	25番	今福 重幸
7番	伴野 正明	26番	小泉 尚志
8番	比志 秀樹	27番	内藤 幹雄
9番	樽林 信昭	28番	小澤 仁
10番	山本 弘行	29番	功刀 良人
11番	深澤 博文	30番	中込 秀樹
12番	鶴田 好仁	31番	小野 賢治
13番	駒井 恵二	32番	井上 清
14番	山本 昌巳	33番	志村 圭一
15番	秋山 武仁		
16番	矢崎 芳章		
17番	飯野 直人		
18番	浅川 節子		
19番	堀川 喜美雄		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年3月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、11番 深澤 博文 委員、12番 鶴田 好仁 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

3月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席いたしました。

3月18日、山梨県農業会議臨時総会及び山梨県農業委員会協議会通常総会、市町村農業委員会会長会議・研修会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが13件 18,277㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）小作地譲受のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）移住予定地隣接地のための所有権移転の申請であります。

申請番号13番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番	: 仲田委員
申請番号2番	: 比志委員
申請番号3番	: 今福委員
申請番号4番	: 樽林委員
申請番号5番	: 小泉委員
申請番号6番	: 内藤委員
申請番号7番・8番	: 深澤委員
申請番号9番	: 鶴田委員

申請番号10番 : 功刀委員
申請番号11番・12番 : 小野委員
申請番号13番 : 堀川委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から13番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件46㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・申請人についての説明)申請地は穂坂町上今井上高原尾、農家住宅敷地拡張のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 猪股(昇)委員
(委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件661.89㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町上今井上高原尾、農家住宅進入路拡張のための転用の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（昇）委員

申請番号2番：伴野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については、7件9,589㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：果樹、期間：5年、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：りんご、期間：20年、再設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：20年、再設定です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：5年、再設定です。

申請番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：10年、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

今回の再設定案件は、期間満了による再設定ですか。それとも一度合意解約をしてから再契約というものはありますか。

<事務局>

後程、報告第2号にてご説明いたしますが、申請番号3番及び4番が一度合意解約を行い再契約、という案件になります。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号については、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第5号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号2番について 内藤 幹雄 副委員長、申請番号4番について 浅川 節子 職務代理に関する案件がありますので、議案第5号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(内藤副委員長、浅川職務代理 退席)

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については4件5,685㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：3年8ヶ月、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：10年8ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：5年8ヶ月、再設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：5年8ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、申請番号1番から4番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(内藤副委員長、浅川職務代理 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が1件12,627㎡、合意解約による通知が5件5,285㎡です。議案集の13ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・所有者・届出人についての説明) 申請地は中田町中條田向他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、合意解約の通知であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町上本田、合意解約の通知であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は円野町入戸野上河原、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年3月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美